

岩手県企業局管理規程第11号

企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県企業局長 森 達也

企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

企業局企業職員給与規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

改正前										改正後									
(級別職務区分)										(級別職務区分)									
第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。										第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。									
区 分	行政職給料表に定める級別職務区分									区 分	行政職給料表に定める級別職務区分								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
本 庁	[略]		[略] 主任	[略] 主査	[略]					[略]		[略] 主任	[略] 主査	[略] 主査	[略]				
			[略] 主任	[略] 主査	[略]	所長 次長	所長 次長	所長 (施 設 総 合 管 理 所 に 限 る。)			[略] 主任	[略] 主査	[略] 主査		次長	次長	所長		
事 業 所			技術 専門 員	技術 専門 員	上席 技術 専門 員	[略]				主査 技術 専門 員		主任 主査 技術 専門 員	上席 技術 専門 員	[略]					
			主任 主事 [略]	副主 幹 [略]	副主 幹 [略]					主任 主事 [略]		主任 主事 [略]	主任 主事 [略]	副主 幹 [略]	副主 幹 [略]				
[略]										[略]									
(給料の特別調整額)										(給料の特別調整額)									
第4条 給料の特別調整額の支給を受ける職員の職を次の表に										第4条 給料の特別調整額の支給を受ける職員の職を次の表に									

掲げるとおり指定する。

職	区 分
[略]	
次長 室長 技師長 <u>施設総合管理所長</u>	[略]
[略]	
総括課長 <u>県南施設管理所長</u> <u>施設総合管理</u> 所次長 特命参事	[略]
[略]	

(特殊現場業務手当)

第6条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、勤務1日につき、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	手当の額
[略]	
職務の級4級 又は5級の職 員	担当課長、課長、上席技術専門 員、主任主査及び技術副主幹 [略]
[略]	

掲げるとおり指定する。

職	区 分
[略]	
次長 室長 技師長 <u>所長</u>	[略]
[略]	
総括課長 <u>施設総合管理所次長</u> 特命参事	[略]
[略]	

(特殊現場業務手当)

第6条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、勤務1日につき、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	手当の額
[略]	
職務の級4級 又は5級の職 員	担当課長、課長、上席技術専門 員、主任主査、主任主査技術専 門員及び技術副主幹 [略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。